g　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下gにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下gにおいて「最大保有会社」という。）、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第１項第１号に規定する投資有価証券（同条第２項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の３分の２を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、bからfまでに準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。 ［59）～89）　略］	f　提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下fにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下fにおいて「最大保有会社」という。）、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第１項第１号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第２項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の３分の２を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）について、会社ごとに区分して、bからeまでに準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。 ［59）～89）　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式記載上の注意㊽（新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第二号の六様式及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合については、なお従前の例による。

3　新開示府令第二号様式記載上の注意㊽（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令第七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号及び第四十六条第三項並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年一月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（特定地域型保育事業者の確認の申請等） **第三十九条**　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 ［一～十六　略］	（特定地域型保育事業者の確認の申請等） **第三十九条**　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 ［一～十六　同上］